

6/27【資料2】【資料5】に関する考え方

1. 6/27【資料2】に関して

(1)「必要とされる情報」と「提供すべき情報」の共通認識について

資料2の「4. 想定するステークホルダー」「5. ステークホルダーが必要とする情報」については議論の尽きないところであるが、新会計基準を公表する時には、その裏付けとなるステークホルダーの区分と、それが必要とする情報について整理しておくことが重要であるとする。本資料では、必要とされる情報の整理は行われているものの、該当する情報が何かについては十分な記述が与えられていない。「どのような情報を提供すべきか」という共通認識がないまま、セグメント情報や附属明細表の議論を行っても十分な納得感が得られないのではないか。

例えば、資料内の「5（1）健全性の観点」の「①学校法人が継続的に教育研究・社会連携活動を行うことができるか」や、「②学校法人が元利を償還できる資産を十分に保有しているか」の説明責任を果たすには、「この計算書類の、この点を公表することが重要である」といった意味づけを、きちんと行うことが必要と考える。それが十分に説明できていないと、新会計基準公表時に改正趣旨が伝わらないと危惧している。

例えば、下表のような具体化を図ることが肝要かと考えられる。

情報を必要とする観点	関連する計算書類	関心の焦点（イメージ）
(1) 健全性の観点		
①継続的な教育研究・社会連携活動	短期・長期の収支均衡を示す事業活動収支計算書・貸借対照表	短期均衡：基本金組入前当年度収支差額 > 0 長期均衡：翌年度繰越収支差額 > 0
②元利償還資産の保有	資産保有を示す貸借対照表	総資産 > 総負債
(2) 価値の創造・向上の観点		
③資産の効果的・効率的活用	教育活動収支・教育活動外収支の均衡を示す事業活動収支計算書	教育活動収支差額 > 0 経常収支差額 > 0
(1) (2) 共通		
④資源提供と用途の整合	大口寄付の用途を示す貸借対照表	第1号基本金（施設設備） 第3号基本金（基金）
⑤正確な会計情報	全ての計算書類（財務三表）	独立監査人の監査報告書

2. 6/27【資料5】に関して

(1) セグメント情報を公開する目的を再確認する必要性

セグメント情報の公開はあくまでも手段であるため、何のために行うのか、目的の再確認をしたうえで、議論を進める必要がある。

私大連では、令和3年度に学校法人の情報公開のあり方を検討した結果を、現状および今後の方向性として会員法人への報告書にとりまとめている。そこでは、私大連がバナンス・コードの基本原則として「信頼性・透明性」の確保に努めることは当然であるとしており、財務情報の公表にあたって一層の工夫を図ることを求めている。いろいろな工夫を求めると、財務情報については、「学校法人全体の財務情報か大学のみの財務情報か明確に区分されていない場合もある。これらは重なり合う部分があるが、当該財務情報が学校法人傘下の大学のものか、高等学校のものか等が明確に分かるように財務情報を公開できるように進める必要がある」と、セグメント情報の公表についても工夫を図ることを示唆している。ただし、その数値を企業会計に倣い公表した場合、世間に大きな誤解を与えてしまう可能性に留意し、他大学との比較には慎重を期すことを求めている。

【資料5】に示されるセグメント情報の公開については、上述のような検討経過から私大連として大枠としては賛同するところであるが、本会において、セグメント情報公開の目的について慎重に議論を重ね明確化したうえで、公開内容の結論を出す必要があると考える。

(2) 「(注) 1 各セグメントの主な区分方法を注記すること」に関して

企業会計の場合、セグメント情報を示すとき、次のような区分方法についての説明が付されている。例えば、キヤノンのセグメント情報には、次のような説明が付されている。

当社は、組織構造及び業績評価並びに資源配分を行うために当社のマネジメントが管理している情報に基づき、プリンティング…、イメージング…、メディカル…、インダストリアル…の4つの報告セグメントと、その他及び全社に区分しております。

セグメントの主要製品は以下のとおりであります。

- ・プリンティング…：複合機，プリンター，…。
- ・イメージング：カメラ，ビデオカメラ，…。
- ・メディカル：CT装置，MRI装置，…。
- ・インダストリアル：半導体露光装置，…。

セグメントの会計方針は概ね注1に記載されている主要な会計方針についての概要と同じであります。

当社は、税引前当期純利益に基づいて業績の評価及び資源の配分を行っております。

(キヤノン[2022]『有価証券報告書』155頁より)

参考資料 1

日本私立大学連盟提出資料

学校法人のセグメント情報を読む不特定多数（「何人も」）を誤導しないよう、学校法人のセグメント情報においても、これに類する説明を付しておいた方がよいと考える。

・各セグメントの区分方法（説明のイメージ）

当法人のセグメント情報は、事業活動収支の学校別内訳を示したものであり、必ずしもこの区分通りに、業績評価や資源配分が行われているわけではない。

当法人は、①法人本部、②A 大学、③B 短期大学、④附属校の4つに区分して、事業活動収支の内訳を示している。各校の概要は、以下の通り。

主要セグメント	所在地	開設年	学生生徒数	教職員数・専任
法人本部	××県〇〇市	19XX 年	大学生 XX,XXX 名	全校職員〇〇名
A 大学	××県〇〇市	19XX 年	大学院生 X,XXX 名	教員 〇〇名
B 短期大学	××県〇〇市	19XX 年	大学生 X,XXX 名	教員 〇〇名
[附属校]セグメント				
C 中学・高校	××県〇〇市	19XX 年	中学 XX 名, 高校 XX 名	教員 〇〇名
D 中学・高校	××県〇〇市	19XX 年	中学 XX 名, 高校 XX 名	教員 〇〇名
E 中学・高校	××県〇〇市	19XX 年	中学 XX 名, 高校 XX 名	教員 〇〇名

※ 附属校高校卒業生 XXX 名中 XXX 名が A 大学に進学している。なお、上記附属校以外にも、〇〇高校などの別法人の提携（系属）校がある。

企業会計におけるセグメント情報は、「組織構造及び業績評価並びに資源配分を行うために当社のマネジメントが管理している情報」に基づいて(マネジメント・アプローチで)、セグメントを区分表示しているが、学校法人の場合は「設置している学校毎」という全法人共通の区分を求めており、マネジメント・アプローチを採用していない。

そもそも学校法人のセグメントは「事業拠点別内訳区分」に過ぎず、企業会計のような「独立的採算単位（法的経済的実体）」とは異なる。この点は、セグメント間で相互依存関係が強い場合は、とくに重要な論点である。

学校法人のセグメント情報に対して、業績評価（採算性）や資源配分（事業の選択と集中）といった産業目線を招くことは意思決定者を誤導することにつながるため、これを回避する説明を、区分方法とともに行っておくことが肝要と考えられる。

以上